

火災ごみ(一般家庭)搬入方法の流れ

一般家庭住宅の火災ごみ(動産のみが対象)の自己搬入については、概ね以下の順序で行われます。

1 り災者から構成市町(館林市、板倉町及び明和町)の廃棄物担当課へ問合せを行う。

火災発生場所の所在地の自治体に火災ゴミの処分方法について、確認を行ってください。

2 火災現場の立ち合い(現地確認)の日時を協議する

組合担当者、被災者、運搬業者等にて、現地確認を行う日時を決定します。

3 現地確認

組合担当者、被災者、運搬業者等にて、火災ごみ搬入前に現地を確認し、搬入できる物の確認を行います。

4 館林地区消防組合からり災証明書を発行してもらう

り災者本人が構成市町からごみ処分手数料の免除(減免)を受ける際に必要となります。

5 ごみ処分手数料の減免申請を行う(要確認)

4で取得した「り災証明書」を構成市町に提出し、ごみ処分手数料の減免申請を行ってください。

6 たてばやしクリーンセンター、たてばやしストックヤード及びいたくらリサイクルセンターへの火災ごみ搬入

別紙、「火災ごみ(一般家庭)の搬入について」の内容をお守りいただき、搬入となります。事前に搬入日等の調整を行い、搬入日当日は、構成市町から配布された「減免カード」を持参してください。

また、火災ごみの搬入の際は、必ず「世帯住民」や「被災者本人」が搬入車両に同乗してください。

【問い合わせ先】

たてばやしクリーンセンター 0276-56-4453

火災ごみ(一般家庭)の搬入について

館林市、板倉町及び明和町の一般住宅(物置等も含む)が火災に遭われた場合、火災により生じた一般廃棄物は、「たてばやしクリーンセンター」、「いたくらリサイクルセンター」及び「たてばやしストックヤード」での処理が可能となります。

以下の記載内容をご確認いただき、搬入をお願いします。

○搬入できる火災ごみについて

一般家庭住宅からでた動産のみが対象となります。

- ※ 工場、倉庫、事務所ビル、店舗等の事業系の火災ごみについては、搬入できません。
- ※ 建築物の解体等に由来する廃棄物についても搬入できません。

○搬入できる日時

1. 搬入日及び搬入時間

①月曜日から金曜日 ※祝日を除く

午前8時30分から午後4時30分まで

②土曜日 ※祝日を除く

午前8時30分から午前11時30分まで

※上記の日時以外は搬入ができません。

○搬入できる品目

搬入を行う際は、可燃ごみ、不燃ごみの分別を必ず行ってください。

1. 可燃ごみ・可燃性粗大ごみ

木材製品、衣類、布団、紙類、畳、プラスチック類など

2. 不燃ごみ(資源ごみ)

ガラス、陶磁器製品類、アルミ缶、スチール缶、家庭用小型電化製品(家電リサイクル法の該当品目及びパーソナルコンピューターを除く。)その他金属製品など

○搬入できない品目

1. 土砂、泥、石など
2. 柱、はり、垂木、鉄骨材、ブロック、瓦、コンクリート類、外壁材、断熱材、天井材、床材、石膏ボード、屋根材(スレート材)、タイル、灰などの建築物に由来する部分(建物廃材)
3. 解体業者等が解体することにより出た廃棄物
4. その他、組合が処理困難物に指定した廃棄物

○注意事項

1. 一般家庭の動産の場合、解体事業者が動産の処理を行う可能性もあるため、処理施設へ火災ごみの搬入の際は、必ず「世帯住民」や「り災者本人」が搬入車両に同乗してください。
2. 搬入車両からの火災ごみの荷降ろしは、搬入者が行ってください。
3. 搬入物や量によって、搬入日時の調整を行わせていただく場合がありますので、事前に必ずたてばやしクリーンセンターへ連絡をお願いします。

○減免について

火災ごみについては、り災者本人が構成市町に申請することによりごみ処分手数料の免除(減免)を受けることができます。

減免の対象者となった場合、減免申請時に構成市町から「減免カード」が配布されますので、搬入時に「減免カード」を持参のうえ、「たてばやしクリーンセンター」又は「いたくらりサイクルセンター」の計量所に提出をお願いします。

【問い合わせ先】

館林市苗木町2447-19
たてばやしクリーンセンター
電話 0276-56-4453